

監査報告書

令和元年5月21日

学校法人 新潟科学技術学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 新潟科学技術学園

監事 高橋 豊 印

監事 近野 茂 印

監事 後藤 直樹 印

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人新潟科学技術学園寄附行為第15条の規定に基づき、学校法人新潟科学技術学園の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について、学校法人新潟科学技術学園監事監査規程に準拠して監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事等から業務の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人新潟科学技術学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

なお、当学園が運営している新潟薬科大学の学長であり、当学園の理事長が、パワハラや名誉毀損による人格権侵害を原因とする損害賠償請求訴訟を提起されました。この件については、いまだ訴訟係属中であるため、今後もその推移

を注視する必要があると考えています。当学園においても、調査委員会を設置し、その調査報告書等が理事会に提示されたところですが、今後の対応は翌年度に協議することとしています。

この度の事案が発生したことを踏まえ、コンプライアンスの徹底及びガバナンス体制について、継続的に検証を行い、さらなる改善・強化を図ることを強く求めます。

以上